

## 令和4年度第1回公立大学法人大阪経営審議会（書面会議）の結果

審議期間 令和4年4月1日（金）～令和4年4月4日（月）

書面の送付先

（外部委員）

生野委員、上山委員、大西委員、尾崎委員、阪井委員、土屋委員、鳥井委員、福島委員

（内部委員）

西澤理事長、辰巳砂副理事長、酒井理事、東山理事、田中理事、櫻木理事、高橋理事、辻理事

議事

【審議事項】 ガバナンス改革部会の設置について

議事案件期限の都合上、令和4年度第1回公立大学法人大阪経営審議会については書面会議によることとした。

なお、書面会議の方法は次のとおりである。

- (1) 委員に対し資料及び書面議決書を送付した。
- (2) 書面議決書を活用し、審議事項に対する委員の意見（賛成又は反対の意思表示）を求めた。

書面会議の結果、全委員から審議事項について承認する旨の回答があった。

以 上

(参考)

○公立大学法人大阪定款（抜粋）

第 18 条

- 4 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 経営審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

○公立大学法人大阪経営審議会規程（抜粋）

第 4 条

- 3 理事長は、必要があると認めるときは、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、経営審議会の決議に代えることができる。
- 4 定款第 18 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。